

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録

目 次

第 1 号（5月22日）

| | |
|-------------------|----|
| 招集告示 | 2 |
| 議事日程 | 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 3 |
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 説明のための出席者 | 4 |
| 構成市職員出席者 | 4 |
| 事務局職員出席者 | 4 |
| 開会の宣告 | 5 |
| 諸般の報告 | 5 |
| 会計管理者の紹介 | 5 |
| 議席の一部変更 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 管理者招集挨拶 | 6 |
| 議案第1号 | 8 |
| 議案第2号 | 10 |
| 議案第3号 | 12 |
| 閉会の宣告 | 13 |

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第96号
平成26年5月12日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会
議 長 石 井 昭 一

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に
ついて（送付）

このことについて、管理者から議会招集の告示をした旨通知がありましたので、その
告示の写しを送付いたします。

なお、当日は、午後3時までに参加願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第5号

平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成26年5月22日
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
アクアセンターあじさい2階会議室

平成26年5月12日
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
管 理 者 清 水 聖 士

平成26年 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会 5月定例会

平成26年5月22日（木）

午後3時開会

議事日程

- 日程第1 議席の一部変更
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
 - 日程第5 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
 - 日程第6 議案第3号 ダイオキシン類対策工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
 - 日程第5 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
 - 日程第6 議案第3号 ダイオキシン類対策工事請負契約の締結について
-

出席議員（11名）

| | | | | | |
|-----|---------|----|-----|-----------|----|
| 1番 | 小 易 和 彦 | 議員 | 2番 | 植 村 博 | 議員 |
| 3番 | 平 野 光 一 | 議員 | 4番 | 野 上 實 | 議員 |
| 5番 | 天 下 井 恵 | 議員 | 6番 | 小 泉 文 子 | 議員 |
| 7番 | 吉 野 良 一 | 議員 | 8番 | 石 田 信 昭 | 議員 |
| 10番 | 土 屋 裕 彦 | 議員 | 11番 | 福 井 み ち 子 | 議員 |
| 12番 | 石 井 昭 一 | 議員 | | | |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

| | |
|-------------|-----------|
| 管 理 者 | 清 水 聖 士 君 |
| 副 管 理 者 | 伊 澤 史 夫 君 |
| 監 査 委 員 | 松 丸 幹 雄 君 |
| 会 計 管 理 者 | 山 崎 久 雄 君 |
| 事 務 局 長 | 阿 久 津 誠 君 |
| 事 務 局 次 長 | 大 塚 旭 君 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 政 巳 君 |
| あ じ さ い 所 長 | 大 塚 旭 君 |
| し ら さ ぎ 所 長 | 笠 井 雅 之 君 |
| 周 辺 整 備 室 長 | 川 名 雅 之 君 |

構成市職員出席者

| | |
|--------------|-----------|
| 柏市廃棄物政策課長 | 國 井 潔 |
| 白井市環境課長 | 伊 藤 勉 |
| 鎌ヶ谷市クリーン推進課長 | 小 金 谷 幸 次 |

事務局職員出席者

| | |
|-------------------|---------|
| 周 辺 整 備 室 主 幹 | 渡 邊 直 巳 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 伊 藤 周 一 |
| し ら さ ぎ 所 長 補 佐 | 山 崎 道 将 |
| あ じ さ い 管 理 係 長 | 島 田 朋 也 |
| 総 務 課 総 務 財 政 係 長 | 栗 原 稔 |
| 総 務 課 総 務 財 政 係 | 篠 宮 武 |

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井昭一議員） 皆様、本日は公私ともにご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、議案第3号 ダイオキシン類対策工事請負契約の締結について、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） なしと認めます。

◎諸般の報告

○議長（石井昭一議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

ご承知のとおり、当組合議会議員の戸辺実議員におかれましては、去る3月21日にご逝去なされました。戸辺実議員の生前のご功績をしのぶとともに、ここに謹んで追悼の意をあらわし、黙祷をささげ、故人のご冥福をお祈りしたいと存じます。

皆様、ご起立をお願いします。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（石井昭一議員） 黙祷を終わります。

ありがとうございました。ご着席ください。

次に、地方自治法施行令第145条第1項の規定による平成25年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合継続費繰越計算書についての報告がありました。お手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

なお、秋山副管理者より、本日の会議は、全国公設地方卸売市場協議会総会に会長として出席のため、欠席したいとの申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎会計管理者の紹介

○議長（石井昭一議員） それでは、ここで本年4月1日より新しく就任されました山崎久雄会計管

理者に自席にてご挨拶をお願いいたします。

山崎久雄会計管理者。

○会計管理者（山崎久雄君） 皆さん、こんにちは。

4月1日付で当組合の会計管理者として鎌ヶ谷市より参りました山崎久雄と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（石井昭一議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎議席の一部変更

○議長（石井昭一議員） 日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり、議席番号9番を欠番とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更することに決しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井昭一議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番、小易和彦議員及び2番、植村博議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石井昭一議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（石井昭一議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いします。

管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、

一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただいま黙祷がありましたように、柏市選出議員の戸辺実議員が去る3月21日ご逝去されました。戸辺実議員は、昭和54年4月に当組協議員に選出され、監査委員、副議長、議長を歴任され、当組合の発展に多大なるご尽力をいただきましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案3件であります。

議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、焼却灰等の放射エネルギーにつきましてご報告申し上げます。

アクアセンターあじさい、クリーンセンターしらさぎ、両施設とも国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、低下傾向にあります。引き続き監視し、適切に処理を行ってまいります。

また、組合施設敷地境界付近での空間放射線量につきましては、除染目標値の毎時0.23マイクロシーベルト未満であり、全体として低下傾向ですが、引き続き監視を行ってまいります。

なお、最終処分先から返却され、平成23年12月から当組合敷地内に仮置きしておりました焼却灰につきましては、本年2月に搬出が完了しましたことをご報告させていただきます。

次に、クリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策事業につきまして、本定例会にお諮りしているところでありますが、ダイオキシン類の自主目標値を遵守すべく、触媒反応塔の設置、白煙防止用空気加熱器及び空気予熱器の更新等の工事の入札を4月30日に執行し、業者が決定いたしました。工事期間につきましては、平成26、27年度の2カ年で計画しているところであります。

次に、周辺整備事業といたしまして、さわやかプラザ軽井沢において、地下水を高度な膜ろ過処理により、水道法に定められた水質基準をクリアする安全な水を供給できるようにするための地下水膜ろ過システムの導入工事を進めているところであり、完成後には水道料金の削減が図られるとともに、夏季におけるプールの水温管理が効果的に行えるものと考えております。

また、廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務につきまして、昨年度からアンケートを実施するなど作業を進めているところですが、その見直しに向けた取り組み方針がまとまりましたので、5月16日に本組合の廃棄物処理施設環境委員会に報告いたしました。今後は、住民の皆様と周辺地域の環境整備について話し合いを行いながら、基本計画の原案を策定してまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

本案は、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条

例第2条において準用する鎌ケ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、鎌ケ谷市の平成26年3月議会において、特例期間を1年間延長する改正条例が可決されたことから、組合においても昨年度と同様に特例条例を定めるものでございます。具体的には、3級以上の組合職員の給料月額について100分の1の削減を行い、給与水準の適正化を図るものであります。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定につきましては、さわやかプラザ軽井沢において、平成26年度に地下水膜ろ過システムを導入し、施設で地下水を活用するため専用水道を設置することから、水道法に基づき、組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第3号 ダイオキシン類対策工事請負契約の締結につきましては、予定価格が1億5,000万円以上のため、地方自治法第96条第1項第5号及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○議長（石井昭一議員） 日程第4、議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ケ谷市職員の給与に関する条例に基づくことから、組合においても給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条は職員の給料の特例を定めたもので、第1項は平成26年6月1日から平成27年3月31日までの間、職務の級が3級以上である者に対しては、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額を減じた額を給料として支給することを定めたものでございます。

第2項は休職者に対する規定を定めたもので、第1号で規定する者は、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額を、第2号で規定する者は、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額を、第3号で規定する者は当該給料月額に100分の1を乗じて得た額に給与条例第21条第4項の規定により適用職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額を減じた額を支給すること

を定めたものでございます。

第3項及び第4項は、給与が減ぜられて支給される適用職員及び育児休業の部分休業の承認を受けている者の勤務1時間当たりの給与額の算定を定めたものでございます。

第2条は、給与の減額に当たって生じた端数処理の方法を定めるものでございます。

第3条は、給料の減額に当たって、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には適用しないことを定めたものでございます。

最後に附則でございますが、附則第1項は、施行期日を平成26年6月1日とするものでございます。

附則第2項では、平成25年5月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例については廃止することを規定しております。

附則第3項では、平成26年6月1日から平成26年6月30日までの間における特例を定めるもので、第1条第1項及び第2項中「100分の1」とあるのは「100分の3」とするものでございます。これは、鎌ヶ谷市職員の給与の特例に関する条例において、特例期間が平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっており、2カ月間の差が生じることから、鎌ヶ谷市職員と組合職員の均衡を図るために、4月及び5月分の減額措置を6月分で行うものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） 質疑については通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に反対者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 柏選出、日本共産党の平野光一です。ただいま議題となりました議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

議案は、給与水準の適正化の名のもとに、3級以上の職員の給与を1年間にわたって1%引き下げる内容です。民間、公務を問わず、今、国民の暮らしを守る上からもデフレ不況を克服し、経済の好循環をつくる上からも賃上げこそ求められています。今回の給与引き下げは、それに逆行するものです。

ことし3月期の大企業の決算は、自動車、電機など輸出型の企業を中心に大幅な増収、増益となっています。トヨタは営業利益で昨年比73.5%、株主配当などに回る純利益で89.5%伸ばし、過去最高を更新しました。一方、春闘では、安倍首相の経済界への賃上げ要請にもかかわらず、連合の集計では定期昇給を含めた平均賃金で2.11%、中小の組合では1.84%と、消費税増税分の3%にも届いていません。

克服が求められているデフレ不況は、1997年をピークに労働者の賃金が続け、年収で平均70

万円も落ち込んでいることに主な原因があります。この間行われてきた公務員賃金の引き下げは、人事院勧告制度を無視した自公民三党の議員立法での強行に始まり、地方公務員に対しては、地方分権に反して賃金引き下げ実施を前提とした地方交付税の減額による、半ば強制によるものです。こうしたやり方は、国は交付税の交付に当たっては地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、またはその用途を制限してはならないとしている地方交付税法にも反するものです。このことについては、全国市長会を含む地方六団体も政府に対して反対を表明しています。

公務員賃金の7.8%削減の影響は、国家公務員、地方公務員合わせて2兆7,000億円、税収もマイナス4,200億円と推計されています。

さらに、今、安倍内閣が目指している労働法制の大改悪、その内容としては、派遣労働の全面解禁とその固定化、限定正社員制度、残業代ゼロの労働時間規制の緩和などですけれども、これが実際に行われれば、労働者の賃金は41兆9,000億円も減少すると言われていています。公務員賃金の引き下げはさらなるマイナス効果を生み、経済の悪循環をさらに深刻にするものです。

賃金の引き下げではなく、引き上げこそ求められているということを重ねて主張して、反対討論いたします。

○議長（石井昭一議員） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（石井昭一議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（石井昭一議員） 日程第5、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、さわやかプラザ軽井沢において、専用水道を設置することから、水道法に基づき、組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定めようとするものでございます。現在、さわやかプラザ軽井沢におきまして、地下水を有効活用するために地下水膜ろ過システムの導入を進めているところでございますが、自家用の水道で水道施設の1日最大給水量が20立方メートルを超えるものは水道

法で規定する専用水道に該当し、専用水道の設置者は、水道法に基づき専用水道の水道技術管理者を置かなければならないとされており、設置者が地方公共団体である場合は、その資格を定める条例の制定が必要となるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。第1条では、趣旨を定めております。

第2条では、第1項で水道技術管理者の資格要件を定めており、第2項で1日最大給水量が1,000立方メートル以下の専用水道について、第1項第1号から第11号までの経験年数を2分の1とすることを定めております。

第3条では、委任について定めております。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） 質疑については通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に賛成者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） ただいま議題となりました議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

議案は、さわやかプラザ軽井沢に水道法でいう専用水道を設置し、そのための水道技術管理者の資格を定めようとするものです。地下水のくみ上げについては千葉県環境保全条例によって規制されていますが、その許可の基準に該当しない口径の井戸を使用し、1日に160立方メートルくみ上げることです。この地下水の利用によって、年間1,457万円の上水道料金の削減になると説明されています。

資料において、導入効果とされていることに加えて賛成する1つの理由は、水道水が汚染された場合の対策として必要であること、さらに2つ目に、環境対策としてもその適切な利用は極めて重要であるということです。

柏市では、昭和50年代には上水道の100%が地下水だったわけですが、現在、川の水である表流水、北千葉広域水道企業団からの水の利用が75%、地下水25%となっています。地下水による供給量は、昭和50年に1,630万立方メートルだったものが現在約1,000万立方メートルと、3分の2以下に減っています。地下水くみ上げに対する規制は、主には地盤沈下を引き起こしたことに対する対策として行われてきたわけですが、現在柏市において、地下水くみ上げによる地盤沈下が起きているわけではありません。

八ツ場ダムを含め、過大な水需要予測に基づいて、巨額の費用をかけて自然を破壊し、ダムが建設

されてきました。ダムの水への過度の依存が、渇水期には水不足をももたらしています。地下水の適切な利用は、こうした無駄なダムの建設をやめることにもつながってまいります。

ただ、地下水を適切に利用するためには、地下水を涵養するための対策と環境保全が欠かせないわけで、1日160トンとはいえ、当組合においてもその水を利用するためには責任がより重くなるということを申し述べておきたいと思えます。

以上で賛成の立場からの討論といたします。

○議長（石井昭一議員） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（石井昭一議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（石井昭一議員） 日程第6、議案第3号 ダイオキシソ類対策工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第3号 ダイオキシソ類対策工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、予定価格が1億5,000万円以上のため、地方自治法第96条第1項第5号及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

ダイオキシソ類対策工事の請負契約につきましては、去る4月30日に指名競争入札を実施し、12億3,120万円をもって神鋼環境メンテナンス株式会社東日本支店が落札いたしましたので、契約を締結しようとするものでございます。工事概要は、裏面に記載のとおりでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） 質疑については通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に反対者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） ただいま議題となりました議案第3号、クリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策工事請負契約の締結について、反対の立場から討論を行います。

私は、工事の内容に反対するものではありません。入札結果の資料にも明らかなように、競争入札でありながら競争が全く働かない仕組みと、その結果に対して異議を申し立てる意味で、本議案に反対いたします。

全国各地でごみ焼却施設の建設に関係して談合が行われてきたことは、公正取引委員会から摘発され、裁判によって確定している事実からも明らかですが、一旦建設工事を受注すれば、その後の運転管理委託、維持補修、あるいは長寿命化工事などは談合するまでもなく受注できる仕組みになっていると言っているのではないのでしょうか。本議案の工事の入札も、当初5社が応札に名乗りを上げながら、4社が辞退する結果となりました。予定価格に対する落札率は94.37%です。

昨年10月に当組合議会で視察をした事例では、2カ所の施設のいずれも建設した企業が改良工事においても受注していましたが、そこで説明されたことは、1つには、他社では図面を起こすところから始めなければならない。2つ目、部品の一つ一つの型から設計、製作が必要になる。その前に詳細な調査が必要で期間もかかる。そうすると、予定している工事期間では終えられない、こういう理由が上げられていました。当然、価格の面でも競争できるはずがありません。

一つ一つのごみ焼却施設がいわゆる特注の施設であるならば、図面や金型なども含め、その全ての資料情報を発注者である自治体側が所有し、受注した企業に提供するなどの策によらなければ、競争は働かず、工場が、施設が存在する限り、1者独占になるということだと思います。

今後の対応において何らかの改善が行われることを願って、反対討論といたします。

○議長（石井昭一議員） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（石井昭一議員） 起立多数です。

よって、議案第3号 ダイオキシン類対策工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（石井昭一議員） 以上で本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

午後 3時28分 閉会